総社東中学校外1校耐震化事業

要 求 水 準 書

平成25年12月13日

総 社 市

目次

第1 総則
1 本書の位置付け 1
2 事業の目的 1
3 事業実施にあたっての基本事項 1
4 事業の範囲 2
5 事業対象校の概要 2
6 遵守すべき関係法令等 3
7 業務従事者の要件等 4
8 セルフモニタリング 5

第2 耐震補強業務の要求水準
1 共通事項 6
2 耐震補強計画に関する要求水準 13
3 耐震補強計画に係る第三者機関の評定取得に関する要求水準 13
4 実施設計に関する要求水準 14
5 耐震補強工事に関する要求水準 14
6 工事監理業務に関する要求水準 17
7 仮設校舎設置の要求水準 18
8 耐震補強部における建築・設備仕様の要求水準 20

第3 業務実施にあたっての必要手続き・資格等
1 書類・図書の提出 23
2 業務にあたる者の資格要件 30

資料 1 事業対象2校位置図･配置図･平面図
資料 2 事業対象2校業務範囲図

第1 総則

1 本書の位置付け

本書は，総社市（以下「市」という。）が，総社東中学校外１校耐震化事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を募集及び選定するにあたり，参加しようとする者を対象に交付する募集説明書と一体のものとして，本事業の業務の遂行について，市が事業者に要求する業務水準を示すものである。

2 事業の目的

学校施設は，子どもたちの学習・生活の場であるとともに，非常災害時には地域の避難所としての役割を果たすことから，その安全性の確保は重要である。市の教育委員会では，総社市立学校施設耐震化計画（平成20年5月策定/平成23 年8月改正）を策定し，学校施設の早急な耐震化を計画している。

平成24 年度末現在の耐震補強工事による耐震化を予定している補強設計未実施の棟数は11校22棟あり，そのなかには補強工事内容が多様で補強箇所が膨大となる校舎や一部改築が必要と思われる校舎が含まれている。本事業は，補強箇所が膨大となる校舎や一部改築が必要と思われる校舎の耐震化を計画的かつ着実に，可能な限り仮設校舎を設置することなく，事業費を節減しながら完了するため，民間事業者の耐震補強事業に関する高度なノウハウや事業遂行能力を活用することにより，学校教育活動への影響を可能な限り低減しながら耐震補強事業を実施するとともに，事業費の節減及び学校の安全・安心を確保することを目的とする。

3 事業実施にあたっての基本事項

事業実施にあたっての基本事項は，次のとおりとする。

a 事業者は，事業契約書や要求水準書で定められた規定や水準等を遵守するため，本事業のスケジュール，品質及び費用のマネジメントを確実に実施する。

b 事業者は，本事業の対象施設が学校施設であることを踏まえ，適切な教育環境の維持に配慮し，市及び事業対象校と十分に協議して，事業を実施するものとする。
事業者は，本事業の実施に係るリスクについて回避を図るとともに，リスクが顕在化した際には円滑に対応しその影響の最小化を図るものとする。

４ 事業の範囲

資料１に示す次の建物について，耐震補強業務を行うことを事業の範囲とする。

学校名	棟番号	建物区分	備考
池田小学校	3-1棟（16棟含む）・ 3-2棟（3-3棟,15棟含む）	校舎	耐震補強を基本とし，やむを得ない場合は一部改築又は一棟改築する
	7棟	校舎	
総社東中学校	27-1棟	校舎	施工後において，執務空間，動線，設備等の機能を十分に確保できない場合は，同等の機能を一部増築する。

（注）上表の棟番号は，施設台帳の区分による。

耐震補強業務

a　対象校の耐震補強計画
b　対象校の耐震補強計画に係る第三者機関の評定取得
c　対象校の耐震補強実施設計
d　対象校の耐震補強工事
e　対象校の耐震補強工事に係る工事監理

以下，上記のaからeの業務を総称して「耐震補強業務」という。また，耐震補強業務の対象棟を総称して「補強対象棟」という。

なお，上記には，各種申請及び許認可申請業務，国庫補助手続関係書類の作成支援，その他業務を実施するうえで必要な関連業務を含む。

５　事業対象校の概要

ア　総社市立池田小学校

所在地	総社市見延699
敷地面積	9,903㎡
延床面積（耐震補強対象棟の合計）	1,859㎡

イ　総社市立総社東中学校

所在地	総社市井手565
敷地面積	26,315㎡
延床面積（耐震補強対象棟の合計）	3,565㎡

６ 遵守すべき関係法令等

本事業を実施するにあたっては，以下に掲げる関係法令と基準のほか，その他，本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令，条例，規則，基準及び指針等を遵守すること。

なお，いずれも事業契約締結時点での最新版を使用するものとする。

(1)関係法令

ア 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）
イ 建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）
ウ 都市計画法（昭和４３年法律第１００号）
エ 電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）
オ 水道法（昭和３２年法律第１７７号）
カ 下水道法（昭和３３年法律第７９号）
キ ガス事業法（昭和２９年法律第５１号）
ク 道路法（昭和２７年法律第１８０号）
ケ 消防法（昭和２３年法律第１８６号）
コ 景観法（平成１６年法律第１１０号）
サ 文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）
シ 建築士法（昭和２５年法律第２０２号）
ス 建設業法（昭和２４年法律第１００号）
セ 振動規制法（昭和５１年法律第６４号）
ソ 騒音規制法（昭和４３年法律第９８号）
タ 労働基準法（昭和２２年法律第４９号）
チ 労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）
ツ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）
テ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第４８号）
ト 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）
ナ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成１０年法律第１１７号）
ニ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）
ヌ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和４５年法律第２０号）
ネ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）
ノ 建築物等の制限に関する条例（昭和26年岡山県条例第１０号）
ハ 岡山県景観条例（昭和６３年条例第１６号）
ヒ 総社市給水条例（平成１７年条例第２１０号）
フ 総社市公共下水道条例（平成１７年条例第１９７号）
ヘ 総社市手数料条例（平成１７年条例第５９号）

(2)適用基準

ア 2009年改訂版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準（財団法人日本建築防災協会）
イ 2009年改訂版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修設計指針（財団法人日本建築防災協会）
ウ 既存鉄筋コンクリート造建築物の外側耐震改修マニュアル（財団法人日本建築防災協会）
エ 平成25年版公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
オ 平成25年版公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
カ 平成25年版公共建築設備工事標準図（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
キ 平成21年版建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
ク 日本建築学会諸基準
ケ 建築設備耐震設計・施工指針 2005年版（国土交通省国土技術政策総合研究所，独立行政法人建築研究所監修）
コ 平成25年度版公共建築工事標準単価積算基準
サ 平成18年度版公共建築数量積算基準
シ 平成15年度版公共建築設備数量積算基準
ス 平成18年版屋内運動場等の耐震性能診断基準（文部科学省大臣官房文教施設企画部）
セ 学校施設の耐震補強マニュアルＲＣ造校舎編2003年改訂版（文部科学省教育助成局施設助成課）
ソ 学校施設の耐震補強マニュアルＳ造屋内運動場編2003年改訂版（文部科学省教育助成局施設助成課）
タ 耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針・同解説（2011年改訂版）（財団法人日本防災協会）
チ 学校環境衛生の基準（文部科学省）
ツ 小学校施設整備指針（文部科学省大臣官房文教施設企画部）
テ 中学校施設整備指針（文部科学省大臣官房文教施設企画部）
ト 公立学校施設整備事務ハンドブック（公立学校施設法令研究会）
ナ 公立学校施設関係法令集（公立学校施設法令研究会）
※公共建築工事標準仕様書等に記載の特記仕様書は本書に読み替えるものとする。

7 業務従事者の要件等

業務従事者は，以下の事項に従うものとする。

a 本事業に関係する業務従事者（事業者及び事業者から業務を受託するその他の業務従事者等。以下「業務従事者」という。）は本事業の目的を理解し，打合せを十分に行うなどして，本事業を円滑に進めるものとする。
b 本事業の実施にあたって，市及び事業対象校と協議した場合には，その打合せ議事

録を作成・保管し，市及び事業対象校からの指示があるときは，当該打合せ議事録を提出するものとする。

c　事業者は，本事業に実施にあたって市が法令準拠するために提出するべき書類について必要に応じて作成することとする。

d　上記以外に，当該所轄官庁への許可申請，届出，協議等を行った場合には，その打合せ議事録等を作成・保管し，市及び事業対象校からの指示があるときは，当該打合せ議事録を提出することする。

e　市が国庫補助申請を行う際には，市の指示に従い，国庫補助申請に必要な積算内訳書等の書類を整理するなど，市に協力する。

f　事業対象校内で作業等を行う場合は，本事業の業務従事者であることを容易に識別できる服装又は名札・腕章等を着用し，業務にあたるものとする。

8 セルフモニタリング

事業者は，耐震補強業務の実施にあたっては，事業契約書や要求水準書で定められた規定や水準等及び提案内容を満たしているかを自ら検証するセルフモニタリングを実施するものとする。

セルフモニタリングは，耐震補強業務の実施前に事業者が策定する要求性能確認計画書に基づき実施するものとし，事業者は，セルフモニタリングの結果を要求性能確認報告書として整理し，市へ提出・報告するものとする。

セルフモニタリングの結果，是正すべき事項が確認された場合は，事業者は迅速かつ確実にその是正を行うものとする。

また，市は要求性能確認報告書等に基づき，事業者が実施した耐震補強業務の内容が，事業契約書や要求水準書で定められた規定や水準等及び提案内容を満たしているかモニタリングを行う。その結果，是正すべき事項が確認された場合は，事業者は市の指示に従い，迅速かつ確実にその是正を行う。

なお，要求性能確認計画書と要求性能確認報告書の内容は次のとおりとするが，詳細は，耐震補強業務の着手前までに市と事業者が協議のうえ決定する。

名称	内容等
要求性能確認計画書	事業者が事業契約書及び要求水準書等に従い業務を実施するにあたり，事業者が達成しなければならない要求水準を確保するための管理方法（事業契約書や要求水準書で定められた規定や水準等を満たしているかを自ら検証する方法，検証結果を市へ報告する方法や報告時期等）を整理したもの。
要求性能確認報告書	事業者が実施した業務が要求水準を満足しているかについて，自己評価，評価の理由，評価の根拠等を市が容易に判断できるチェックリストなど。

第２ 耐震補強業務の要求水準

１ 共通事項

(1)事業期間

ア　耐震補強業務は，平成28年３月31日までに完了させるものとする。
イ　上記の事業期間には，完工検査，完成確認，手直し工事期間，化学物質室内濃度測定を行う場合の測定期間等も含むものとする。

(2)耐震性能

Is 値＜0.7 又はＣＴＵ･ＳＤ＜0.3 の場合は，Is 値＞0.7 かつＣＴＵ･ＳＤ＞0.3 とする。（耐震診断次数は，二次診断以上とする。）
ただし，雑壁の耐力は無視すること。

(3)工法

ア　（財）日本建築防災協会「耐震改修設計指針」「耐震改修マニュアル」等，及び文部科学省「学校施設の耐震補強マニュアル」に準拠した工法以外の工法を採用する場合は，第三者機関（（財）日本建築総合試験所，（財）日本建築防災協会等）による技術評価を取得すること。
イ　校舎内部からの施工を要しない外付工法を基本とする。ただし，バルコニー，外部ダクト，低強度コンクリート等の理由により外付けフレームの設置が困難な場合，又は，校舎内部からの補強を要する外付け工法及び校舎内部に補強を施す工法については，学校教育活動に支障がないと認められる場合はこの限りではない。
　また，外付け工法よりも学校教育活動上支障が少ないと認められる内部補強の場合も，この限りではない。
ウ　ブレースの意匠性を考慮し，H型鋼は用いないことが望ましい。

(4)学校教育活動への配慮

ア 居ながら工事の実施

（ア） 仮設校舎等を設けない工事計画
　耐震補強業務の実施期間中も通常どおり授業等にて校舎を使用する。そのため，耐震補強業務の実施期間中も事業対象校の各教室は通常どおり学校教育活動が行える状態を確保するものとし，仮設校舎等の代替施設を設けない工事計画を策定することが望ましい。代替施設を使用する場合は，「第２　７ 仮設校舎設置の要求水準」を満たすこととし，請負額の範囲内で設置すること。

（イ） エネルギー供給，設備システム等の機能確保

a　電力・ガス・水道等のエネルギー供給，空調設備等の設備システムについては，工事期間中も従前の機能を確保することとし，必要に応じて配管・配線の盛り替え等の措置を講ずること。

b　工事に伴い，上記機能が一時的に停止する場合は，事前に市，学校と協議し，必要に応じて代替措置を講じること。

c　機械警備システムが工事上支障となる場合，市，学校及び市が委託する警備管理業者と協議の上，必要な措置を講ずること。なお，このとき，施工等は警備管理業者が行うものとし，必要な費用は全て事業者の負担とする。

d　火災警報装置等の防災システムは，工事中も正常に動作するよう担保しなければならない。やむを得ず稼動できない場合には，市，学校及びその他関係機関と協議し，適切な代替措置を講じること。

e　校内ＬＡＮ設備が工事上支障となる場合には，市，学校及びＬＡＮ保守業者と協議の上，必要な措置を講ずること。なお，このとき，動作確認・調整等はＬＡＮ保守業者が行うものとし，必要な費用は全て事業者の負担とする。

イ 作業日･作業時間

耐震補強工事の作業日・作業時間は，原則として次による。ただし，事前に学校行事等の確認を行い，市及び関係団体と適宜協議・調整のうえ，学校教育活動等の支障にならない工事工程を策定すること。【別紙１】「平成25年度学校行事予定」参照

a　土曜日，日曜日及び祝日に作業を行う場合は，騒音，振動，車両運行等により近隣住民の生活環境が受ける影響に配慮し，合理的な範囲の対策を実施しつつ作業を実施すること。

b　作業時間は，概ね午前８時から午後６時までとする。

ただし，日没時間が遅い時期や，やむを得ず午後６時以降に作業を行う必要がある場合には，事業者からの申請に基づき本市及び学校と協議を行い，その原因等を勘案のうえ対応を決定するものとします。

c　大きな騒音・振動を伴う作業は，授業実施日においては，原則として授業終了時（概ね午後４時）から午後６時までと，それ以外の日においては，午前９時から午後６時までとする。

d　授業実施日においては，児童・生徒の登校時間帯（概ね午前８時から午前８時45分まで）は，工事車両の通行を行わない。ただし，市，学校と協議の上，交通誘導員を配置するなど適切な措置を行ない，安全対策上問題がないと認められる場合はこの限りでない。

e　校舎の屋内作業は，原則として，休校日に実施する。ただし，作業前後に通常どおり校舎を使用できる対策をとる場合は，授業終了時から午後６時までは実施可能とする。

f　機械警備時間中に作業を行う場合，警備延長届を事前に市に提出し了解を得た上で作業を行うこと。

g　学校教育活動で使用する箇所において，次に掲げる工事等を実施する場合は，原則として休日又は夏休み等の長期休校期間中に実施する。ただし，校長室，職員室，事務室等については，夏休み等の長期休校期間中も教職員が使用するため，事前に市，学校と協議・調整の上，学校内の指定された場所に必要設備機能など代替措置を講ずること。

(a) 内付鉄骨ブレースによる補強工事
(b) 壁増設・増し打ちによる補強工事
(c) 柱補強工事
(d) 壁撤去・復旧工事
(e) 耐震スリット工事
(f) 開口閉鎖による補強工事
(g) アンカー工事等騒音・振動を伴う工事
(h) その他諸室の使用に支障をきたすと市が認める工事

h　上記作業日・作業時間について，やむを得ず変更や延長が必要な場合は，市，学校と協議し，対応を決定するものとする。

ウ　工事上の配慮事項

a　学校教育活動に配慮し，可能な限り騒音，振動，粉塵，臭気の回避・低減を図ること。
騒音，振動，粉塵，臭気を伴う工事を実施する際には，事前に市，学校と協議・調整のうえ，学校教育活動等の支障とならない工事工程を策定すること。

b　外部足場には，メッシュシートや防音シートを活用し，工事工程に応じて採光・通風確保や防音等，居住環境に配慮した措置を講じること。

エ　採光･通風の確保

建物内部への採光・通風を確保するため，耐震補強の方法は，外付けフレーム補強を基本とし，外部開口部における耐震補強材の見付面積は，現況の開口部面積の40%未満とする。

オ　既存工作物等の取り扱い

（ア）　既存工作物

a　耐震補強工事に際し，花壇，菜園，池，鳥小屋，防球ネット，排水溝等の既存工作物は，工事期間中も可能な限り現状維持を図ること。やむを得ず移設等が避けられない場合は，市及び学校と協議し対応を決定するものとし，この場合，事業者において代替機能を確保すること。工事完了後は，移設前の状態に復旧するものとする。ただし，市及び学校が復旧を不要としたものについては，この限りでは無い。

b　特に配慮が必要となる既存工作物等を【別紙２】「配置図」に示す。

（イ） 樹木

耐震補強工事に際し，既存樹木は可能な限り現状維持を図ること。ただし，やむを得ず既存樹木が支障となる場合には，市及び学校の承諾を得て撤去，移植又は枝払いを行うことができる。なお，記念樹は極力移植すること。

（ウ） 駐輪・駐車スペース

駐輪・駐車スペースは，工事中においても原則として校内に必要台数を確保すること。

（エ） 渡り廊下等の養生

土足通行は禁止している渡り廊下を車両等が通過する場合は，十分な養生，清掃を行うこと。

カ 安全に配慮した工事用車両の運行経路

工事用車両の通行経路の策定にあたっては，児童・生徒や近隣住民の安全に十分配慮し，事前に市，学校との十分な協議・調整を行うこと。

キ 工事用スペースの配慮

工事用の事務所，資材置場，駐車スペース等は必要最小限の大きさとし，市，学校との協議により，学校教育活動への影響を極力低減できる位置に配置すること。工事車両駐車スペース等を確保することが困難な場合は，事業者において対応するものとする。

ク 学校給食への配慮

a 工事中においても，学校給食の搬入車両経路を確保すること。【別紙２】「配置図」参照

b 工事による粉塵等が学校給食に影響を与えないように衛生面にも配慮すること。

ケ 揮発性有機化合物の利用制限

（ア） 使用制限

使用材料の選定にあたっては，化学物質等が学校教育環境に影響を与えないように配慮し，【別紙３】「揮発性有機化合物の使用制限」に示す基準に従うこと。

（イ） 室内濃度の測定

室内での工事を行った部屋で市が必要と認める場合については，工事完了後に，化学物質室内濃度測定を行い，室内濃度が文部科学省の基準値以下であることを確認し，市に報告すること。測定方法は，厚生労働省のガイドラインに記載されている標準測定方法に基づいた方法とし，あわせて，「学校環境衛生基準」（平成21年文部科学省告示第60号）を遵守すること。

測定対象物質は以下のとおりとする。

ホルムアルデヒド，トルエン，キシレン，パラジクロロベンゼン，エチルベンゼン，スチレン。

(5)安全性の確保

ア 第三者災害の防止

工事の実施にあたっては，児童・生徒，教職員，学校利用者，近隣住民等に対する安全確保を最優先すること。

イ 安全区画の設定

a　工事に必要な仮囲いの範囲は必要最低限とし，工事中における学校利用者等の安全確保のため，仮囲いにより完全に区画するものとする。

b　仮囲い等の位置は，学校運営の支障とならないように配慮するものとする。

c　学校毎に定められた緊急時の避難ルート・避難場所を確保すること。避難ルート・避難場所に支障がある場合は，市，学校と協議を行うこと。

ウ 警備員の配置

a　工事期間中は，各校に１名以上の警備員（警備保障会社の警備員）を配置するとともに，主要資材等の搬出入時には，必要に応じて適宜増員すること。

b　作業動線と学校利用者の動線が交差する部分については，警備員を増員するなどの安全確保を行うこと。

c　児童・生徒の通学や周辺道路の安全性に配慮し，必要に応じて学校敷地外にも警備員を配置するなどの対策を行うこと。

エ その他

a　耐震工事期間中は，建築工事安全施工技術指針を参考に，常に工事の安全に留意し，現場管理を行い，災害及び事故の防止に努めるものとする。

b　工事現場の安全衛生に関する管理は，現場代理人が責任者となり，建築基準法，労働安全衛生法，その他関係法規に従って行うものとする。

c　仕上塗材，塗料，シーリング材，接着剤その他の化学製品の取り扱いに当たっては，取り扱い事業者に厳重注意義務があることを認識し，当該製品の製造所が作成した化学物質等安全データシート（ＭＳＤＳ）を常備し，記載内容の周知徹底を図り，作業者の健康安全の確保及び環境保全に努めるものとする。

d　火気の使用や溶接作業を行う場合は，火気の取扱いに十分注意するとともに，適切な消火設備，防炎シート等を設けるなど，火災防止の措置を講じるものとする。なお，対象校内は，工事現場事務所内や工事車両内等も含めて，全面禁煙である。

e　防火設備及び防犯システム等については，工事中も作動するようにするとともに，止むを得ず停止又は休止させなければならない場合は，事前に市と協議を行うものとする。

f　工事現場は，常に整理整頓を行い，事故の未然防止に努めるものとする。特に落下のおそれがあるなど，危険な場所については，随時点検を行うものとする。

g　解体撤去工事等においては，必ず防塵マスク・防護ヘルメット等を着用するものとする。

(6)周辺環境への配慮

ア 住環境への配慮

学校周辺の住環境に配慮し，騒音，振動，臭気，粉塵の回避・低減を図るものとする。

イ 工事車両による影響緩和

a　工事用車両の通行は，可能な限り朝夕の通学時間帯を避け，十分注意して行うこと。

b　学校周辺の道路での工事関係車両の駐車や待機は行わないこと。

ウ 工事内容の周知

掲示等によって工程や工事内容を近隣住民に周知するとともに，必要に応じて近隣住民への説明等を実施し，工事工程等についての理解を得るものとする。

(7)環境・景観への配慮

ア 環境負荷の軽減

建設副産物の発生抑制等に配慮すること。

イ リサイクルの推進

リサイクル材の使用に努め，再資源化の推進に配慮すること。

ウ LCCO2の削減

工法，使用材料・機器等の選定にあたっては，ＬＣＣＯ２の削減に配慮すること。

エ 景観の保全

耐震補強工事によって，元の外観が著しく損なわれないように，意匠上の検討を十分行うこと。

オ 維持管理への配慮

仕上材，設備機器等は，維持管理の容易さや長寿命化に配慮して選定すること。

(8)各対象校の補強計画・施工条件

各対象校の補強計画・施工条件は，【別紙４】「各対象校の補強計画・施工条件」に示す条件に従うこと。

(9)モニタリングの実施時期，実施内容及び実施方法等

モニタリングの実施時期，実施内容，実施方法等については，募集説明書等の規定に基づき，事業契約締結後，市と事業者で協議し，市が決定する。

なお，モニタリングの時期とその概要については，次に示すとおりとするが，市が必

要と考える場合においては，随時に独自の方法及び手段によりモニタリングを実施するものとする。

ア 業務着手時

事業者は，業務着手前に業務全体に関する工程表を市に提出し，市が要求した事業スケジュール等に適合しているかどうかの確認を受けること。

イ 耐震補強計画，実施設計及び耐震補強工事の着手時

耐震補強計画，実施設計，耐震補強工事にそれぞれ着手する前に，当該業務の詳細工程表を市に提出し，市の確認を受けること。

ウ 耐震補強計画の作成時

市は，事業者により作成された耐震補強計画が業務水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。ただし，この確認は，作成された耐震補強計画の水準に関して本市が認証したことを意味するものではないものとする。

エ 耐震補強計画に係る第三者機関の評価取得時

市は，事業者により行われた耐震補強計画に係る第三者機関の評価取得が業務水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。ただし，この確認は，作成された耐震補強計画の水準に関して市が認証したことを意味するものではないものとする。

オ 実施設計時

市は，事業者により行われた実施設計が業務水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。ただし，この確認は，設計された耐震補強等の水準に関して市が認証したことを意味するものではないものとする。

カ 耐震補強工事時

事業者は，適宜，耐震補強工事の状況について市の確認を受けること。ただし，この確認は，耐震補強工事の状況・水準に関して市が認証したことを意味するものではないものとする。また，事業者は，市が要請した際には，耐震補強工事の事前説明及び事後報告，工事現場での施工状況の確認・報告を行うものとする。

キ 工事完成時

事業者は，施工記録を用意して，現場で市の確認を受けること。この際，市は，耐震補強後の性能等が事業契約書において定められた水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。ただし，この確認は，耐震性能等の水準に関して市が認証したことを意味するものではないものとする。

確認の結果，事業契約書において定められた水準を満たしていない場合には，市は補修又は改善を求めるものとする。

ク その他

（ア） 事業者は，打合せ時に必要な資料等を市に提出し，業務水準が反映されていることの確認を受けること。

（イ） 事業者は，業務の各段階で，市の求めに応じて状況の報告を行うこと。

2 耐震補強計画に関する要求水準

(1)耐震補強計画の作成

事業者は，市が提供した耐震診断報告書の内容に基づき，対象棟毎に耐震補強計画を作成すること。【貸与資料】「耐震診断報告書」参照

(2)準拠基準等

建築物の耐震改修の促進に関する法律(最終改正平成25年法律第20 号)第４条第２項第２号の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18 年１月25 日国土交通省告示第184 号）」のほか，構造種別ごとに下記，及び，「第１　６　遵守すべき関係法令等（２）適用基準（P.4）に基づいて耐震補強計画を作成すること。

ア 鉄筋コンクリート造の建築物

既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針（2001年改訂版：㈶日本建築防災協会発行）

イ 鉄骨造の建築物

耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針・同解説（㈶日本建築防災協会発行）

3 耐震補強計画に係る第三者機関の評価取得に関する要求水準

(1)適合証の取得

事業者は，対象棟毎に耐震補強計画を作成し，「既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会」に参加している判定委員会（委員会の所在地は問わない）から，第８条第３項第１号の規定による国土交通大臣が定める基準に適合している旨の適合証（以下「適合証」という。）の交付を受けるものとする。

適合証は市に提出すること。

(2)認定手続き等

事業者は，必要に応じて計画通知を受けるための手続きを行う。

4 実施設計に関する要求水準

(1)実施設計図書等の作成

（ア） 事業者は，対象棟毎に，耐震補強計画に基づいて実施設計図書を作成すること。

（イ） 事業者は，実施設計図書に基づき，積算数量計算書，工事費内訳書等を作成すること。

（ウ） 設計・工事条件の確認等のために必要な市，学校との協議は，事業者が主体的に行うこと。

（エ） 積算数量計算書，工事内訳書の作成にあたっては，市が行なう国庫補助事務に必要な内容を確認し内訳を整理しておくこと。

(2)工事の実施に必要な各種申請

各種申請については，事前協議を含めて全て事業者が行い，申請に必要な手数料等も事業者の負担とする。

5 耐震補強工事に関する要求水準

(1)基本事項

（ア） 事業者は，各対象棟の耐震補強，仮設計画，施工方法の検討等を含む一切の工事を自己の責任において行う。

（イ） 耐震補強工事に必要となる各種許可申請，届出などは事業者の責任において行うこと。

（ウ） 事業者は，耐震補強工事期間中，工事現場に常に工事内容等を記した工事記録を整備する。

（エ） 事業者は，原則として，工事に必要な工事用電力，水道，ガス，電気主任技術者の立会いに要する費用等を自己の費用及び責任において調達するものとする。

（オ） 事業者は，対象校の敷地及び建物等のうち学校長が許可した部分について，施工期間中無償で使用することができる。

(2)非常時の対応

（ア） 事業者は，工事に先立って，市と協議のうえ，事故，災害等への対応についての防災マニュアル（仮称）を作成する。防災マニュアル（仮称）には，予防措置，緊急時の連絡体制，対応方針等を明記すること。

(イ) 工事中に事故，災害等が発生した場合は，直ちに市，学校に連絡するとともに，拡大防止に必要な措置を講じること。

(3)近隣への対応

事業者は，騒音，振動，悪臭，光害，電波障害，粉塵の発生，交通渋滞その他耐震補強工事の実施により近隣住民の生活環境が受ける影響を検討し，合理的な範囲の対策を実施する。

(4)別途工事との調整

工事期間中に対象校敷地内において市が別途工事を発注する場合は，市及び学校を通じて別途工事請負者と十分調整を行い，工事を円滑に進めること。

(5)工事用スペースの管理等

（ア） 事業者は，耐震補強工事を行うために必要となるスペース，設備等の使用については，その目的，使用期間，使用方法等を明らかにしたうえで事前に市，学校に届け出を行い，学校長からの使用承諾を得る。

（イ） 事業者は，校内に自動販売機を設置してはならないものとする。

(6)工事写真

（ア） 工事を行う箇所について，工事前，工事完了後の写真を提出すること。また，工事状況写真，工事完了後外部から見えない主要な部分の写真及び使用材料の確認及び設計内容が確認できる写真も提出すること。なお，確認が必要な写真は施工内容により変化するため，それぞれの案件ごとに事前に市に確認すること。

（イ） 写真は，カラープリントをアルバムに整理したもの２部，及びＪＰＧ形式のデータ一式（媒体はＣＤ）を提出すること。

（ウ） 国庫補助申請用の写真については上記（ア）（イ）のものを加工したものを紙及び電子媒体で別途提出すること。なお，詳細については事前に市に確認すること。

(7)完工検査

（ア） 事業者は，耐震補強工事の完工検査及び設備・器具等の作動検査等を実施すること。

（イ） 事業者は，検査の実施に当たり，事前に市に通知し，市は，完工検査及び設備・器具等の作動検査等に立ち会うことができるものとする。

（ウ） 事業者は，完工検査及び設備・器具等の作動検査等の結果を，必要に応じて検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

(8)完成確認

市は，事業者による，完工検査及び設備・器具等の作動検査等の終了後，以下の方法により完成状況の確認を行うこと。

（ア） 市は，事業者の立会いのもとで，完成確認を実施する。

（イ） 事業者は，設備・器具等の取扱いに関する市及び学校への説明を行う。

（ウ） 事業者は，市の完成確認に際し，必要な完成図書一式を提出する。完成図書一式の内容は，事前に市に確認する。

(9)瑕疵担保

（ア）事業者は，耐震補強工事についての完成確認通知書のうち本事業契約に基づいて

最後に交付されたものの交付日から2年間，重大なものについては10年間耐震補強工事についての瑕疵担保責任を負うものとする。

（イ）本施設の瑕疵が設計企業による耐震補強設計業務に基づくものであった場合においても，施工企業は，（ア）に基づく瑕疵担保責任を負い，その責任を免れることはないものとする。

（10）建設副産物の取り扱い等

ア 建設副産物の取り扱い

a 事業者は，工事を施工する場合において，あらかじめ，建設リサイクルデータ統合システム（ＣＲＥＤＡＳ）による再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を２部作成し，そのうちの１部を市に提出するとともに，残り１部を，工事完成後１年間保管するものとする。

b 事業者は，工事完了後速やかに，建設リサイクルデータ統合システム（ＣＲＥＤＡＳ）による再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書をそれぞれ３部作成し，そのうちの２部を市に提出するとともに，残りの１部を工事完成後１年間保管するものとする。

イ 解体材・発生材等の処理

発生材等については，廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「廃掃法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）（以下「建設リサイクル法」という。），その他関係法令等に従い，適正に処理するものとする。

（ア）廃掃法等に基づき，本市に引渡すもの

a ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）を含有しているもの

（イ）廃掃法に基づく特別管理廃棄物の処理方法

a 廃石綿の処理方法は，国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」によるものとする。

（ウ）建設リサイクル法に基づき，再資源化を図る特定建設資材

a コンクリート

b コンクリート及び鉄から成る建設資材

c 木材（再資源化が困難な場合は，適正な施設で処分すること。）

d アスファルト・コンクリート塊

なお，特定建設資材については，他の廃棄物と分別したうえ，再生資源化施設等（廃掃法第14 条第6 項の許可を受けた施設）に搬入したのち，調書を作成して市に提出するものとする。

建具廻り等に用いるポリサルファイド系シーリングのうち，昭和43～47年度の製品

については，ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）を含有しているおそれがあるため注意すること。

ウ 産業廃棄物処理

a 事業者は，廃掃法及びその他関係法令を遵守するものとする。
b 事業者は，発生する産業廃棄物の種類，生量及び処理方法等の必要な事項を整理のうえ，市に提出するものとする。
c 事業者は，本契約に係る産業廃棄物の処理状況を明らかにするため，市の求めに応じて，施工計画書，廃棄物処理委託契約書及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）等の写しを提出するものとする。
d 事業者は，本契約に係る産業廃棄物が適正に処分されなかった場合は，市の指示に従い，原状回復等の必要な措置を講じるものとする。

エ アスベストの処理工事

事業者は，アスベストを含有する建材を撤去する場合は，国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」の規定に基づき，適正に処理するものとする。

非飛散性アスベスト（アスベスト成形板）については，「石綿障害予防規則」「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」により適正に除去，処理するものとする。また，これらに記載のない事項については，市の指示に従うものとする。

なお，アスベスト（飛散性に準ずるものも含む）を使用している対象棟は無いが，工事にあたり，アスベストが発見された場合は，速やかに市に連絡し協議すること。

(10)その他

a 事業者は，施工体制台帳を作成し，工事現場に備えるとともに，写しを市に提出するものとする。また，施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示するものとする。
b 事業用電気工作物の改修等においては，電気主任技術者の立会い等の措置を講ずるものとする。
c 工事に必要な工事用足場は，屋外に設置するものについては原則として枠組本足場手すり先行方式（周囲防護ネット張り）とするものとする。

６ 工事監理業務に関する要求水準

(1)基本事項

工事監理者は，以下の業務を行うこと。

（ア） 耐震補強工事における，建築士法第２条第７項で定義される「工事監理」
（イ） 工程内検査及び完工検査の実施

（ウ） 耐震補強工事で作成するすべての図書，書類が事業契約書等に定めるとおりであるかの審査
（エ） 工事監理報告書，打合せ議事録等の必要書類の作成及び市への提出
（オ） その他，耐震補強工事の監理業務において必要となる業務

（2）報告･検査

（ア） 工事監理者は，工事監理の状況を記録した「工事監理報告書」を月１回（ただし，現地工事着手より工事完了までは２週間に１回）作成し，市に提出すること。
（イ） 工事監理者は，施工管理状況の確認及び工程内検査を随時実施するとともに，設計図書と工事の照合の総合的最終確認として完工検査を実施すること。
（ウ） 工事監理者は，工事監理業務の完了にあたって，要求性能確認計画書に基づき，自主的に工事監理記録等の内容を検査し，その結果を要求性能確認報告書として整理し，市に報告するものとする。
（エ） 工事監理者は工事が完了するごとに，市に対して完成確認報告を行うものとする。この場合，事業者は，施工記録と要求性能確認報告書を用意し，現場で市の確認を受けるものとする。市は，対象範囲の状態が事業契約書等において定められた水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。ただし，この確認は，各業務の水準に関して市が認証したことを意味するものではない。
（オ） 確認の結果，事業契約書において定められた水準を満たしていない場合には，事業者は市の指示に基づき改善を行うものとする。

7 仮設校舎設置の要求水準

（1）対象校

対象校は，事業対象２校とする。

（2）共通の要求水準

ア 仮設校舎の用途

耐震補強工事の期間中に一部の教室等の移転先として利用する。当該教室の教育環境を現状と同程度に維持するとともに，仮設校舎と既存校舎の接続部分は，機能・安全上支障がないよう改修すること。

イ 仮設校舎の設置位置

資料２に記載の位置を基本とし，詳細は市と対象校と協議のうえ決定する。

ウ 仮設校舎の階数と室の配置

基本的には２階建までとし，設置スペースが確保できる場合は平屋建てとする。

仮設校舎の室の配置は，特別教室を基本とし，可能な限り普通教室は配置しないこと。ただし，詳細は市と対象校と協議のうえ決定する。

エ 設置するトイレの数

設置する仮設校舎には，使用できなくなる既存校舎のトイレと同等規模の男女別トイレを設置すること。ただし，市及び対象校が不要又は規模縮小を認める場合はこの限りではない。

オ 室の大きさ

当該教室と同程度とするが，普通教室の場合の大きさは８m×８m程度を基本とする。

カ 所有権

仮設校舎の所有権は事業者が有することとし，必要な火災保険等に加入すること。

キ 備品等の搬入と搬出

既存校舎から仮設校舎への備品等の搬入と，仮設校舎から既存校舎への備品等の搬出は事業の対象外とし，市が別途実施する。事業者は，市による備品等の搬入と搬出の円滑化のため，工事工程の調整等について，最大限協力すること。

(3)建築・設備仕様等の要求水準

ア 建築工事

（ア）構造方式

建物構造は軽量鉄骨造とする。

（イ）外部・内部仕上げ

屋根は長尺カラー折板，外壁は金属サイディングを基本とする。内部仕上については，天井・壁は化粧石膏ボード，床は長尺塩ビシートを基本とする。

また，寒暖を考慮した仕様とすること。

（ウ）黒板

各室には黒板を設置する。

ホーロー曲面黒板（W3600×H1200）とし，アルミ枠，チョーク溝，チョークボックスを設ける。

(エ）ロッカー等

必要に応じて既存校舎と同等の家具を設置すること。

イ 電気設備

（ア）照明設備

各室の機能を満足する照明設備を設ける。

（イ）放送・通信設備（防災設備を含む）

既存校舎と同等の放送・通信設備を設ける。既存校舎の放送・通信システムと連携すること。

ウ 機械設備

（ア）給排水衛生設備

既存校舎と同等の給排水衛生設備を設ける。ただし，市及び学校が不要と認めるものについてはこの限りでない。

（イ）暖房，換気設備

居室は，エアコンを設け，換気設備を設ける。

(4)設置する規模

工事により使用に支障を来たす室の代替となる規模とする。ただし，市及び学校が代替を不要としたものについては，この限りでは無い。

(5)設置の時期

対象となる室が工事により支障を来たす期間中の移設先として設置する。

(6)撤去の時期

対象となる室が工事により支障を来たす期間終了後，速やかに撤去する。

8 耐震補強部における建築・設備仕様の要求水準

(1)耐震補強部における建築・設備仕様

工事の実施にあたっては，適用基準等との整合性を確認し，既存施設との調和等，意匠性に配慮する。

ア 建築改修工事

（ア）耐震補強部材

耐震補強部材は，建築基準法施行令第107条１号における耐火性能を有するものとする。ただし，耐震改修促進法第８条第１項の規定に基づく耐震改修計画の認定等により，建築基準法の緩和規定の適用を受けた場合はこの限りではない。

（イ）改修範囲

耐震補強部材を設置する場合において，既存の外壁等を撤去し復旧する必要がある場合は，当該部分の柱又は梁面を１面塗り替えるなど，意匠性への配慮を考慮した範囲とする。

（ウ）エキスパンションジョイント改修工事

エキスパンションジョイント改修工事を実施する場合は，次の事項を遵守する。

a 建物内部は，工事中も工事対象外の棟が利用できるよう，仮設間仕切壁（A種）により完全に区切る等，児童の安全の確保に努める。

b 切断工事は，出来る限りワイヤーソーやウォールカッター等を用い，騒音・振動の発生を抑える。

c パラペット部分は，漏水のない納まりとする。

d エキスパンションジョイントの内外壁及び床部分には，アルミ製又はステンレス製の金物を設置する。なお，廊下部分の床金物については，防滑性に優れたものを使

用する。

e 工事完了後は，速やかに仮設間仕切壁を撤去し，通常どおり利用できるよう配慮する。

イ 電気設備改修工事

（ア）電灯設備

a 建築改修工事の支障となる配管配線，配線器具類及び機器類は，敷設替えを行うものとする。なお，敷設替えに際しては，意匠性を十分考慮する。

b 外壁面に対する耐震部材の設置により，居室の照度が机上面照度で300 ルクス以上，黒板面照度で500 ルクス以上確保することが出来ない場合並びに廊下等の照度が低下する場合は，照度が確保できるよう照明設備を増設等するものとする。

（イ）動力設備

a 建築改修工事の支障となる配管配線及び機器類は，敷設替えを行うものとする。

b 空調設備用の動力についても同様とする。

（ウ）受変電設備

a 照明や動力設備の増設など，本工事の施工に伴い負荷の増設を行う場合は，負荷計算等を行い適切な設計及び施工を行うものとする。

b 高圧受変電設備の施工にあたっては，電気主任技術者の立会のもとに行うものとする。

（エ）空調設備

建築改修工事の支障となる空調機器（室内機，室外機），配管配線，配線器具類は，移設及び敷設替えを行うものとする。

（オ）弱電設備

建築改修工事の支障となる配管配線，配線器具類及び機器類は，敷設替えを行うものとする。

（カ）ＰＣＢ器具等

a 撤去した照明器具，受変電機器等は，ＰＣＢ使用の有無を確認し，その全リスト（機器　名，形式，ＰＣＢの有無，台数等）を市に提出すること。ＰＣＢ使用機器は，市の指示に従い，所定の場所に保管し，その他撤去機器については請負者にて適正に処分すること。

b 工事の際に撤去した高圧機器絶縁油は，ＰＣＢ含有分析試験を行うこととします。なお，試験は，特定計量証明事業者により行うこととする。

c ＰＣＢの含有量が環境省令第23 号に基づく基準値（当該廃油に含まれるＰＣＢの量が試料１㎏につき0.5mg）以下の場合は，高圧機器と絶縁油の撤去，処分を適正に行うこと。一方，基準値を超える場合は，廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき，市と協議のうえ，所定の場所に保管すること。

d 上記は全て工期内に行うこととします。

（キ）耐震性能の確認

a 新設設備機器については，「建築設備耐震設計・施工指針」2005年版（国土交通省国土技術政策総合研究所，独立行政法人建築研究所監修）に基づき応力計算を

行い固定するものとする。

b 設計用標準水平震度は，「避難施設」とし，「重要機器」は，受変電設備，交換機，火災報知器受信機とするものとする。

（ク）その他

a 設計施工にあたっては，電気設備技術基準，一般社団法人日本電気協会の内線規程及び高圧受電設備規程を遵守するものとする。

b 工事の支障となる機械警備（防犯システム等）については，専門工事業者に施工させるものとする。

ウ 機械設備改修工事

（ア）給水設備

a 建築改修工事の支障となる排水桝は，排水勾配を考慮して，影響範囲を取替えるものとする。桝は，原則として，コンクリート製とする。ため桝及び汚水桝の仕様は「公共建築設備工事標準図 機械設備工事編 機材54から５７」とし，マンホール蓋は耐荷重を考慮した鋳鉄製とする。敷地条件等によりやむを得ず設置できない場合は，ビニル製小口径桝に替えることができるものとする。

（イ）ガス設備

a 建築改修工事の支障となるガス管は支持金物，配管付属品等を含む全ての敷設替えを行うものとする。なお，露出配管は，下地処理１回，ＳＯＰ２回塗りによる塗装仕上げとし，屋外露出配管の支持金物はＳＵＳ製とする。

b ガス工事は，ガス事業者の施工基準によるものとする。

（ウ）消火設備

a 建築改修工事の支障となる消火管及び消火栓ボックスは支持金物，配管付属品等を含む全ての敷設替えを行うものとする。なお，工事期間中，消火栓等が使用出来ない場合は，所轄の消防署と協議のうえ，大型消火器を設置するなどの対策を行うものとする。

b 消火管の材質は，配管用炭素鋼鋼管(白)とする。地中埋設配管は，硬質塩化ビニル外面被覆鋼管とする。屋外露出配管の支持金物はＳＵＳ製とする。

（エ）空気調和設備

a 建築改修工事の支障となる空調機器等は，移設工事又は仮設工事を行い，建築改修工事完了後に復旧工事を行うものとする。

（オ）耐震性能の確認

a 新設設備機器については，「官庁施設の綜合耐震計画基準及び同解説」平成８年版（建設大臣官房官庁営繕部監修）に基づき応力計算を行い固定するものとする。

b 設計用標準水平震度は，「避難施設」の値とし，確認すべき機器のうち「重要機器」とは，防災機器，ガス機器，ボイラー，給排水機器，雑用水槽，防災用水槽をいうものとする。

（カ）その他

a 屋外埋設配管の埋め戻し後の復旧仕上げは，既存の仕様に合わせるものとする。

b 配管及び機器類の撤去跡は，周辺の仕上げに合わせた復旧を行うものとする。

第3 業務実施にあたっての必要手続き･資格等

1 書類･図書の提出

事業者は各業務を遂行するに当たって，以下に示す書類・図書を事業対象校ごとに，市の指定する様式（必要部数を含む）に従って提出すること。

なお，以下に示す書類・図書の提出に当たっては，事業者は，書類・図書の内容が業務水準に適合するものであるか否かについて確認を行ったうえで，市が確認しやすい書式により報告を行うこと。

（1）耐震補強業務

ア 共通

a 業務着手時の提出書類

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
業務着手届	1	－	市の参考様式あり

b 事業者は，耐震補強業務の遂行にあたって，次に示す要求性能確認計画書を策定し，市の確認を得るものとする。

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
要求性能確認計画書	1	1	事業者が達成しなければならない要求水準を確保するための管理方法（事業契約書や本書で定められた規定や水準等及び提案内容を満たしているかを自ら検証する方法，検証結果を市へ報告する方法や報告時期等）を記載するものとするが，詳細は，市と選定業者が協議のうえ，決定するものとする。

c 事業者は，耐震補強業務の各業務が完了した際は，次に示す要求性能確認報告書を策定し，市に提出するものとする。

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
要求性能確認報告書	1	1	事業者が実施した業務が要求水準を満足しているか容易に判断できるチェックリストなど。自己評価，評価の理由，評価の根拠等を記すものとするが，詳細は，市と事業者が協議して定めるものとする。

イ 耐震補強計画の作成･耐震補強計画に係る第三者機関の判定取得

a　開始時の提出書類

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
業務工程表	1	－	市の参考様式あり
管理技術者等届	1	－	市の参考様式あり
協力事務所がある場合は，その事務所概要と担当技術者名簿，及び市が必要に応じ指示するもの。	1	－	

b　完了時の提出書類

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
業務完了届	1	－	市の参考様式あり
構造計算書	1	1	
協議記録（関係官公署他）	－	1	
打合せ記録（市，学校）	－	1	
耐震補強計画書	1	1	
打合せ議事録（第三者期間の判定取得時）	1	1	A4版
耐震診断・改修計画報告書	－	1	A4 版両面複写（図面はA3 版又はA4 版）で，ネジ式又はバインダー式とする。表紙及び背表紙に学校名，棟番号，調査年月を記載する。
耐震診断・改修計画報告書の電子データ	－	1	CD-ROM（640Mｂ以上）。CD-ROM の本体及び保存ケースに「耐震診断・改修計画報告書，学校名，調査年月」を記載する
適合証	1	1	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第8 条第3 項第1号の規定による国土交通大臣が定める基準に適合している旨の適合証。原本を1 部，写しを1 部の合計2 部。

※ 耐震補強計画図のサイズは，Ａ４サイズとする。

ウ 耐震補強実施設計

a 設計開始時の提出書類

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
業務工程表	1	－	市の参考様式あり
管理技術者等届	1	－	市の参考様式あり
協力事務所がある場合は，その事務所概要と担当技術者名簿，及び市が必要に応じ指示するもの。	1	－	

b　設計完了時の提出書類

（共通）

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
業務完了届	1	－	市の参考様式あり

（建築）

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
設計図（意匠図，構造図）	1	3	１部は各対象校に納品
設計図（意匠図，構造図）の電子データ（ＣＡＤデータ等）	－	1	
構造計算書	1	1	
積算数量計算書・集計表	1	1	
内訳書・代価表	1	－	
法令調査報告書	－	1	
敷地調査報告書	－	1	
協議記録（関係官公署他）	－	1	
打合せ記録（市，学校）	－	1	
各種技術資料・検討記録	－	1	
実施設計説明書	1	1	

※設計図（意匠・構造）の原紙は，Ａ３サイズとする。また，複写の２部は，Ａ３サイズで製本したものとする。

※複写は，設計図を除き，Ａ４版のファイル（製本含む）にて提出とする。

（設備）

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
設計図	1	3	1部は各対象校に納品
設計図の電子データ （CADデータ等）	－	1	
積算数量計算書・集計表	1	1	
参考見積書（機材ﾒｰｶｰ）	1	1	
参考見積書比較表	1	1	
内訳書・代価表	1	－	
計算書	1	－	
報告書（法規調査・現地調査）	－	1	
協議記録（関係官公署他）	－	1	
各種技術資料	－	1	
検討記録	－	1	
打合せ記録（市）	－	1	

※ 設計図の原紙は，A3サイズとする。また，複写の3部は，A3サイズで製本したものとする。

※ 複写は，設計図を除き，A4版のファイル（製本含む）にて提出とする。

エ 耐震補強工事

a　工事着手時の提出書類

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
着工届	1	－	市の参考様式あり
現場代理人等通知書	1	－	市の参考様式あり
下請負人選定・変更通知書	1	－	
施工体制台帳 施工体系図兼工事作業所 災害防止協議会	1	－	
工事工程表	1	－	市の参考様式あり

労災者災害補償保険関係 成立証明書	1	―	
火災保険等付保通知書	―	1	
建設業退職金掛金収納届	1	―	
工事実績情報（コリンズ） 通知書（登録のための確認のお願い）	―	1	
工事実績情報（コリンズ） 登録内容確認書	―	1	
中間前金払・部分払選択届	1	-	市の参考様式あり

b 前金払請求時の提出書類

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
前金払請求書	1	―	市の参考様式あり 前払金保証証書（正副2部）添付
中間前金払認定請求書	1	―	市の参考様式あり 工事履行報告書添付
中間前金払請求書	1	―	市の参考様式あり 中間前払金保証証書（正副2部）添付

c 部分払，部分使用時の提出書類

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
部分払確認請求書	1	―	市の参考様式あり
部分使用承諾書	1	―	
部分払金額算出調書	1	―	
部分払請求書	1	―	市の参考様式あり

d 現場でその都度提出するもの

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
施工計画書	1	―	

工事工程表	1	－	
緊急時連絡体制届	1	－	
指示・承諾・協議書	1	－	
工事写真	1	－	
再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書	1	－	
事故報告書	1	－	市の参考様式あり
始末書	1	－	

e 建設リサイクル法関係提出書類

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
説明書	1	－	
告知書	1	－	
法第１３条及び省令第４条に基づく書面（別表１）	1	－	
法第１３条及び省令第４条に基づく書面（別表２）	1	－	
法第１３条及び省令第４条に基づく書面（別表３）	1	－	
別紙	1	－	

f 完成時の提出書類

種別	備考
完成届	市の参考様式あり
引継書類目録	
実施工程表	
工事日報	
工事週報	
指示・承諾・協議書	
材料検査簿	

工事写真	
完成写真	
竣工図	
竣工図の電子データ （ＣＡＤデータ等）	
施工図	
製作図及び完成図	Ａ３サイズで製本し，２部提出
官庁届出書・許可証・検査済証の写し	
施工計画書	
各種保証書	
杭工事施工報告書	
コンクリート工事施工報告書	
品質証明及び試験成績書	
仕上げ材料一覧表	
アスファルトコア	
機材品質証明書	
コンクリート配合表	
各種試験結果報告書	
取扱説明書	
緊急時連絡体制一覧	
機器完成図	
社内検査報告書	
建設廃棄物処理報告書	
絶縁抵抗測定試験報告書	
接地抵抗測定試験報告書	
竣工書類等引渡書	
施工計画に基づく報告書	

再資源化等報告書	
電子納品	CD-ROM。詳細は市の指示による。

オ 工事監理業務

a 工事監理開始時の提出書類

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
工事監理着手届	1	－	市の参考様式あり
工事監理者届	1	－	市の参考様式あり

b 工事監理期間中の提出書類

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
工事監理状況報告書	1	1	毎月末に提出

c 工事監理完了時の提出書類

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
事業完了届	1	－	市の参考様式あり
打合せ議事録	－	1	Ａ４版

２ 業務に当たる者の資格要件

事業者は各業務を遂行するにあたって，以下に示す有資格者等を配置すること。

（1）耐震補強計画の作成，耐震補強計画に係る第三者機関の評価取得及び実施設計

事業者は，各業務の遂行にあたり，技術者を選定し，その者の経歴及び資格を書面にて市に提出し，承諾を得たうえで，配置すること。なお，各業務の管理技術者は，兼務出来るものとする。

（2）耐震補強工事

事業者は，耐震補強工事の遂行にあたり，監理技術者等を次のとおり配置し，配置後，速やかに市及び当該事業対象２校に対して通知すること。なお，現場代理人は，監理技術者又は主任技術者を兼ねることが出来るものとする。

（ア） 工事現場の運営取締り等を行う現場代理人を事業対象２校の工事現場に適正に配置すること。

（イ） 建設業法の規定を遵守し，同法第26条に基づく監理技術者又は主任技術者を，適切に配置すること。

（ウ） 代表企業の監理技術者のうち１名が統括監理技術者として市との窓口役となるとともに，その他の技術者を統括すること。

（3）工事監理

事業者は，工事を着手する前に，次の要件を満たす工事監理者を事業対象２校の工事現場に配置し，配置後，速やかに市及び当該事業対象２校に対して通知すること。

（ア）工事監理の業務を行う企業は，当該事業対象２校の耐震補強工事を担当した企業であってはならず，また，これら企業と相互に資本面若しくは人事面において関連のある企業であってはならないものとする。

（イ）工事監理者を複数配置した場合は，複数配置された工事監理者のうち１名が統括工事監理者として市との窓口役となるとともに，その他の工事監理者を統括すること。